

令和3年度政策評価に関する統一研修

規制の政策評価に関する研修 テキスト

令和4年1月14日（金）

- ・ 国の仕事について、大きな目と耳を使って評価したり、説明したりするのが大好きな「シマフクロウの妖精」

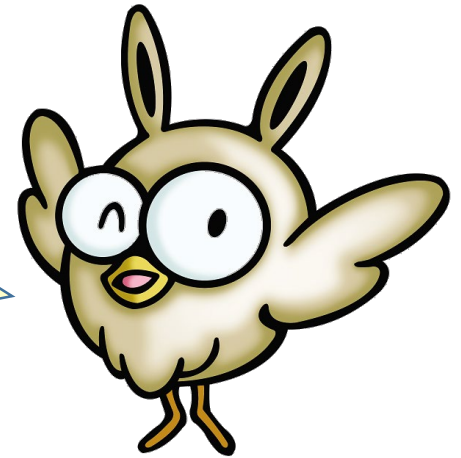
【プロフィール(抜粋)】

長所: 大きな目と耳でしっかり見たり聞いたりできる。

短所: こだわりだすとしつこい。

好物: かき氷 **(氷菓)**

(詳しくは、政策評価ポータルサイトまで)



ひょうちゃん
(政策評価マスコットキャラクター)

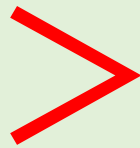
規制の政策評価の位置付け

規制の政策評価の目的

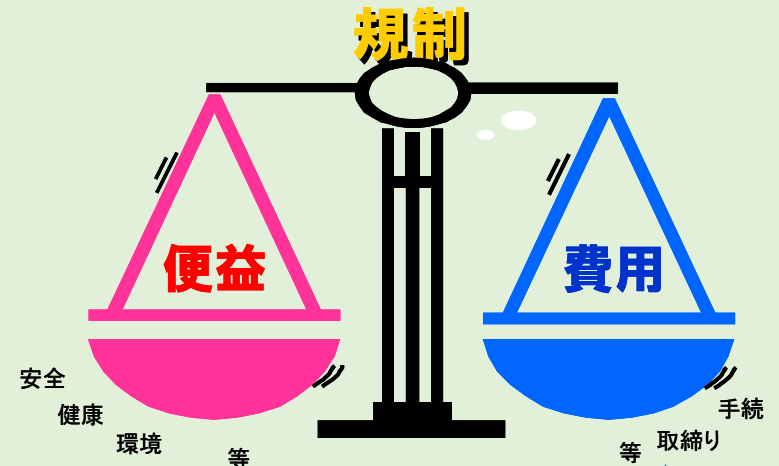
- ① 発生する効果や負担を予測することにより、規制の新設・改廃の可否や規制の具体的な内容・程度の検討に資すること。
- ② 国民や利害関係者に対して規制の必要性やあり得る影響について情報を提供し、説明責任を果たすこと。

規制がもたらす効果(便益)と費用(負担)を比較・分析することで、**効果が費用を正当化できるかどうか**を評価する。

安全、防災、環境保全、消費者保護等の行政目的の実現により得られるプラスの面



規制により発生する国民の負担(設備投資や手続費用)などのマイナスの面



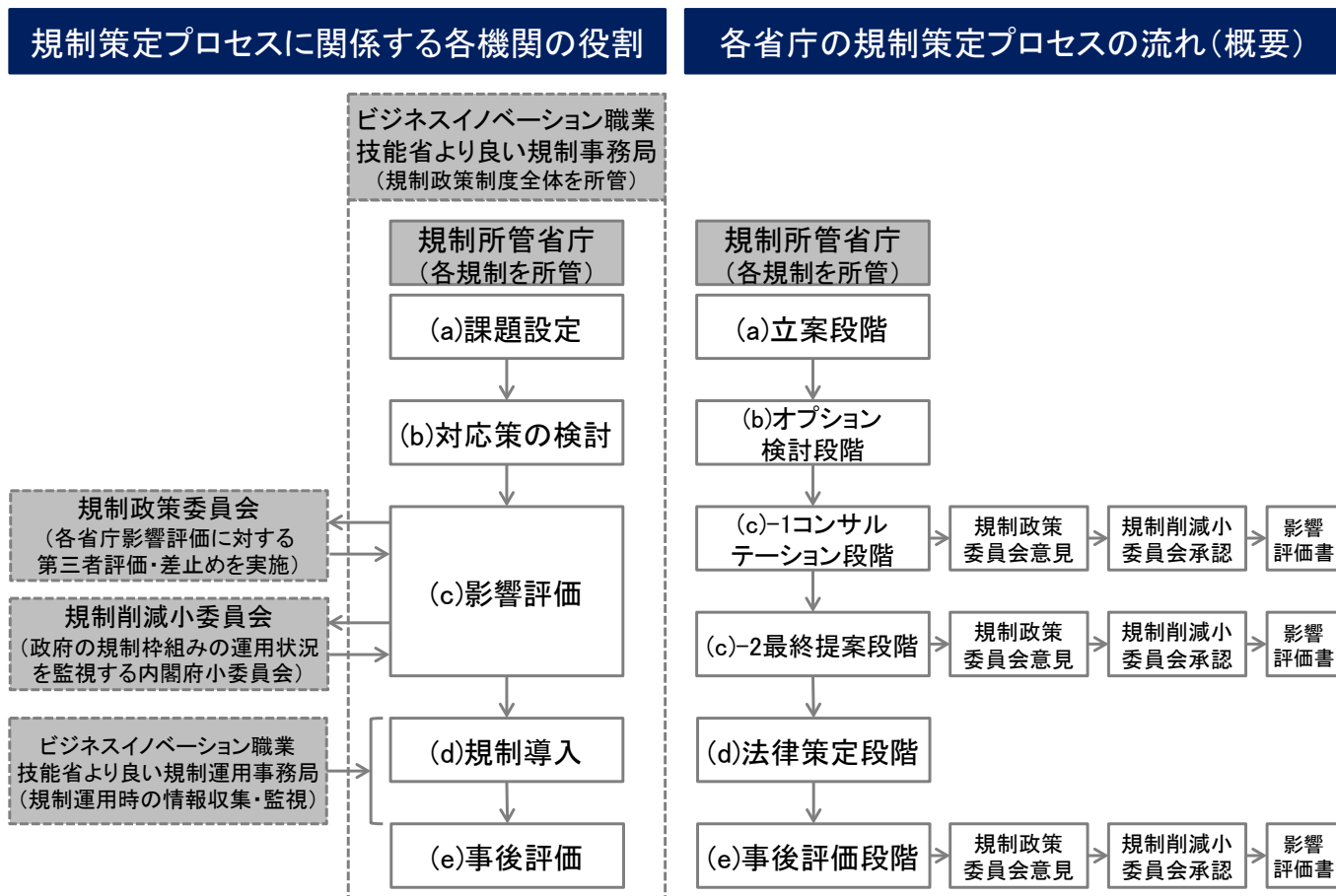
特に①の目的を達成するためには、
規制の立案・検討段階において、
事前評価を活用する必要

①の目的が
重要!

<参考>

欧米を中心とする諸外国では、規制策定プロセスの一部として**規制影響評価** (Regulatory Impact Assessment: **RIA**) が取り込まれている。

例: 英国における規制策定プロセスに関する各機関の役割と各省庁の規制策定プロセスの流れ



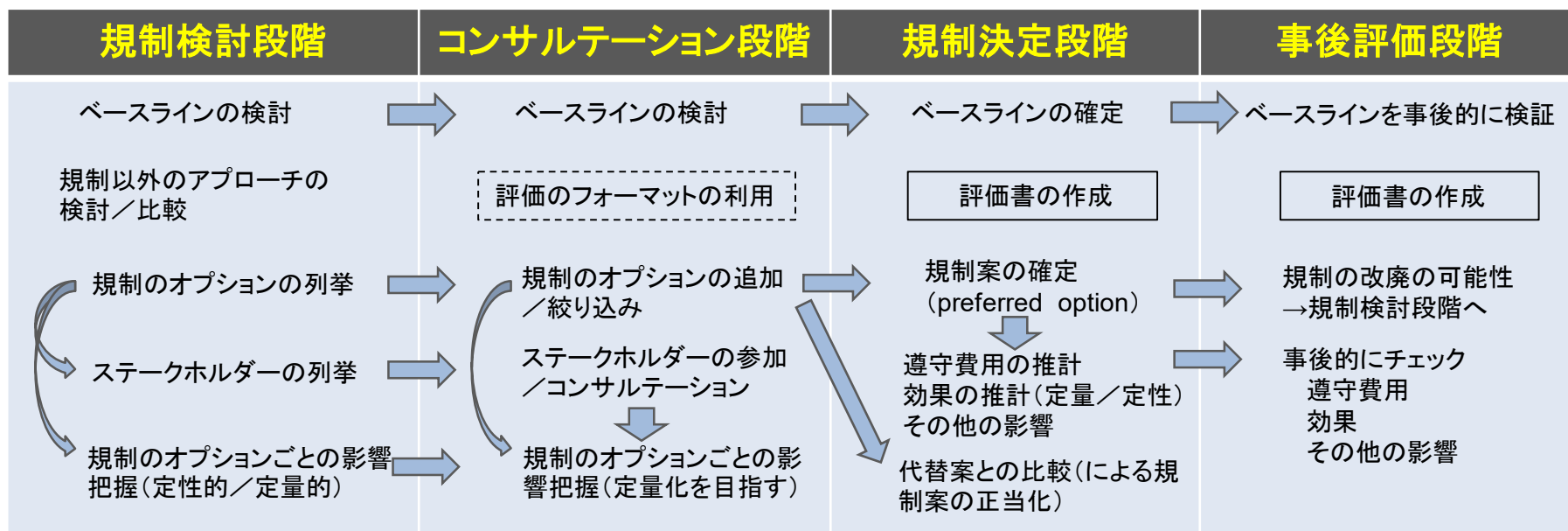
出典: 英国における規制の政策評価に関する調査研究 (平成28年3月総務省)

規制のライフサイクルにおける評価の活用方法

■ 規制のライフサイクル

- 規制の事前評価が最も効果を発揮するのは、規制の検討時期に内容決定の参考資料として用いられる場合であり、規制の検討から見直しに至るまでの一連を「規制のライフサイクル」と捉え、各段階で評価の内容を活用

<規制立案プロセスと規制の政策評価プロセス>



(説明)

- ・規制検討段階: 課題が明らかになり、何らかの対応が必要となった際に、規制を含めたその対応を行政機関内の担当部署で検討している段階
- ・コンサルテーション段階: 規制案について、審議会等での検討・議論や利害関係者からの意見聴取等を行う段階
- ・規制決定段階: コンサルテーション段階後、法案の国会提出準備や政令案決定に向けたパブリックコメント等を行う段階
- ・事後評価段階: 導入された規制について、見直しを検討する段階

規制の策定プロセスの各段階で、規制の事前評価における各要素を活用して、内部での検討や審議会・ステークホルダーとの議論のたたき台として活用

→ 活用状況を、評価書の「その他の関連事項」欄に記載

規制のライフサイクルにおける評価の活用方法(続き)

○ 規制の政策評価に関するガイドライン

(1) 規制検討段階

規制検討の段階、すなわち課題が明らかになり、何らかの対応が必要ではないかとなった際に、何もしないことや非規制手段も含めて、可能な対応案を幅広く列挙し、それぞれの案の利害得失を検討するという形で事前評価のフォーマットを利用することが望ましい。

(2) コンサルテーション段階

…最初から事前評価のフォーマットを利用して、複数案を比較することで、意見の相違点や論点が明確になり、議論が円滑に進むことが期待される。また、事前評価のフォーマットに従って記述することで、どのような影響に関する知見が欠けているかが明確になり、利害関係者から効果的に情報収集し、合意を得ることができる。

(3) 規制決定段階

規制検討段階やコンサルテーション段階で事前評価のフォーマットを用いて事前評価を行っていれば、最終的な案の決定時に当該フォーマットに後述4(5)「その他の関連事項」の内容を加筆した上で事前評価書として確定すればよく、改めて事前評価書を作成する必要はない(自主的に最終的な案に係る事前評価書を作成すること自体は推奨される。)。…

規制検討段階(例えば、行政機関内の担当部署で検討している段階)において、規制の事前評価のフォーマット(様式)を用意し、空欄を埋めていきながら規制の内容を検討することが、ガイドラインにおいては推奨されている。

また、規制の政策評価を規制の検討段階から実施することは、EBPMにも資する。

規制の政策評価の対象

○ 行政機関が行う政策の評価に関する法律

行政機関は、個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助を実施することを目的とする政策その他の政策のうち**政令で定めるもの**を決定しようとするときは、**事前評価を行わなければならない**(法9条)

○ 行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令

法律又は政令により、規制(※)を新設又は改廃することを目的とする政策(施行令3条6号)

※ 施行令において、規制を「**国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用**」と定義

義務付け対象外

総務省令で除外

(第1条関係)

- ・ 国税又は地方税の賦課又は徴収
- ・ 保険料等の賦課又は徴収
- ・ 裁判手続等
- ・ 行政審判手続
- ・ 犯罪の捜査、少年事件の調査、犯則事件の調査
- ・ 裁判の執行
- ・ 補助金等の交付の申請手続等
- ・ 自衛隊の防衛出動等

(第2条関係)

- ・ 保存、作成、掲示、交付などを行うための書面の種類、記載事項若しくは様式の軽微な変更(電磁的記録も同様)

「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」 で示されている具体的な事例

- 「国民」に対する作用ではない規定
 - 「権利を制限し、又は義務を課する」作用ではない規定
 - その作用の性質が規制の事前評価を行うのにふさわしくない規定
- ① 一般国民と行政機関との関係とは異なる関係を行政機関との間で有する者に対する作用である規定
 - ・ 国の行政機関又は地方公共団体に対して、その固有の資格により適用される規定
 - ・ 独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人等のみに適用される規定
 - ・ 公務員又は公務員であった者、行政機関や国立大学法人が設置する学校の学生、外国(法人)のみに適用される規定
 - ② 犯罪及びこれに対する刑罰を一体として定める規定
 - ③ 市民社会における対等な私人間のルールを定める規定
 - ④ 国民の権利を制限し、又は義務を課す作用を実質的に持たない規定
 - ⑤ 社会通念に照らして行政目的によるものではないことが明らかである規定

※ 迷う場合は、総務省行政評価局政策評価課にご相談ください。

規制の政策評価の対象(続き)

○政策評価の実施に関する基本方針(平成17年12月16日閣議決定)

規制の事前評価については、その実施が義務付けられている規制以外のものについても、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。(I(2)4カ)

…各行政機関の長は、事前評価を実施した規制に係る政策については、基本計画において事後評価の対象として定めるものとする。この場合、事前評価の実施が義務付けられている規制に係る政策については、必ず基本計画に明記することとし、それ以外の規制に係る政策についても、積極的かつ自主的に事後評価の対象とするよう努めるものとする。また、規制の見直し時期が到来する際に実施計画において事後評価の対象として定める。(I(2)5カ(イ))

義務付け対象外である省令レベル以下の規制に係る事前評価及び事後評価の実施については、努力義務が課されていることに留意。

(参考:過去の国会答弁等)

○ 令和3年6月11日 参議院本会議

各行政機関における政策評価の実施状況の報告では、規制の事前評価は僅か百十八件にとどまっています。事前評価の数が少なくなる要因は、各府省が規制の事前評価の対象外である省令以下に具体的な規制を定め、評価を逃れている事案が極めて多いことにあります。一方で、小泉大臣はあらゆる政策の検証を要望していることから、特に環境省に対して、省令、告示まで含めて対象とし、積極的に政策評価を行うべきと考えますが、武田総務大臣の見解を伺います。

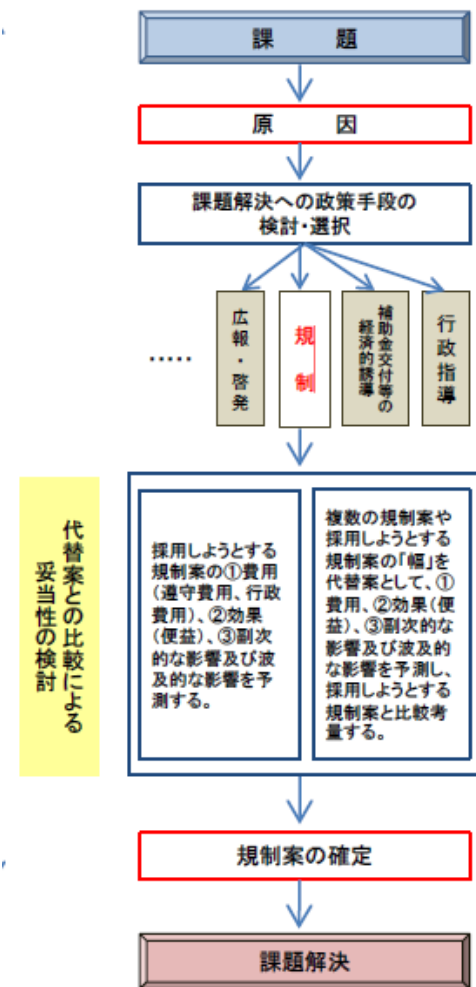
○ 規制影響評価及び規制監督組織等に関する質問主意書(令和3年6月2日提出 質問第155号)

四 行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成十三年政令第三百二十三号)第三条第六号で法律及び政令に限定されている事前評価の対象を、省令や告示まで拡大すべきと考えるが、政府の見解を伺う。

規制の事前評価の進め方

- 規制の事前評価に当たっては、次の6項目に沿って進める。
- 必ずしもこの順番で進める必要はなく、規制のライフサイクルに沿って必要な要素から検討する。

<p>STEP1 規制の目的、内容及び 必要性</p>	<p>現状の課題を示し、発生原因を分析し、規制の新設又は改廃の目的、内容及び必要性を説明する。 また、ベースラインを設定し、非規制手段も含めて比較検討する。</p>
<p>STEP2 影響の評価</p>	<p>規制の影響を可能な限り定量的に把握する。 ① 影響項目(直接・間接)の列挙 ② 直接的な費用のうち<u>遵守費用については、特別な理由がない限り金銭価値化、少なくとも定量的に把握</u> ③ 直接的な効果(便益)を可能な限り定量的に推計(金銭価値化できれば望ましい) ④ 副次的な影響・波及的な影響について可能な範囲で定量的に把握</p>
<p>STEP3 費用と効果(便益)の関係</p>	<p>効果(便益)が費用を正当化できるか分析し、その結果を論理的に説明する。</p>
<p>STEP4 代替案(他の規制手段) との比較</p>	<p>想定される代替案(他の規制手段)についても、STEP3と同様の分析を行い、新設又は改廃しようとしている規制の方が望ましいことを示す。</p>
<p>STEP5 その他の関連事項</p>	<p>規制の検討段階やコンサルテーション段階における評価の活用状況を説明する。(審議会等において、事前評価書に記載すべき要素である規制の対象見込件数、費用や効果の額などについて検討した内容を記載)</p>
<p>STEP6 事後評価の実施時期等</p>	<p>事後評価を実施する時期を明記した上、事後評価において、費用・効果(便益)・間接的な影響を把握するための指標を設定する。</p>



規制の目的、内容及び必要性 ~ベースライン~

- 規制の新設又は改廃を実施しなかったら、この先どのようになるのかを想定し、これをベースラインとした上で、規制の新設又は改廃を実施した場合と比較して、その差分を規制の新設又は改廃の影響と考える。そのため、ベースラインが曖昧であると妥当な影響の評価を行うことができないので、定量的なデータ等で、明確にベースラインを設定する。
- ベースラインは、5～10年度後程度を想定しているが、課題によっては、さらに長期を想定する場合もあり得る。また、現状がこの先変化しないと見込まれる場合等では現状をそのままベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断する必要がある。

(例)

○ …に関するベースライン

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
…	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※H30までは実績

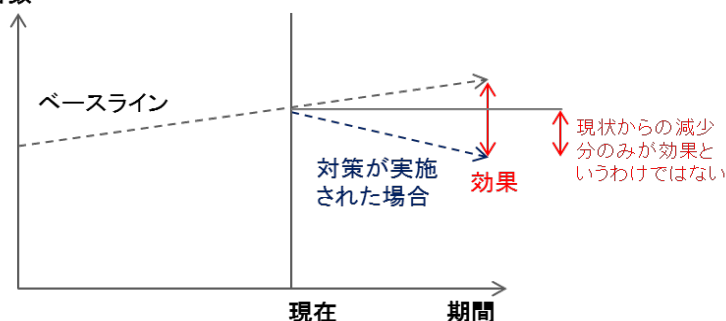
※R1から推計

※ 平成27～30年度の数值は、「…統計」に基づき記載

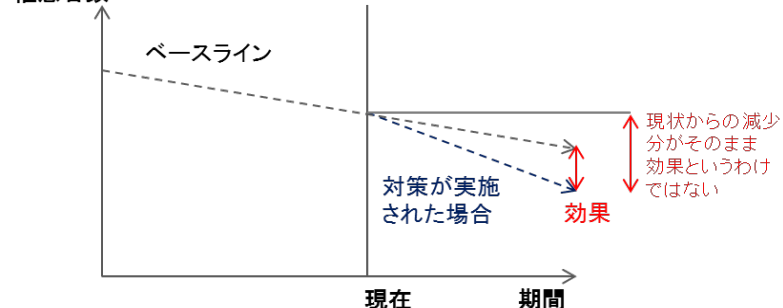
※ 令和元～5年度の数值は、過去の推移に基づく推計値を記載

【ベースラインから効果を測定する場合の留意点】

罹患者数



罹患者数



規制の目的、内容及び必要性

～課題及び課題の発生原因、課題解決の手段の検討～

- なぜ規制を行うのかについて、現状の制度や社会経済情勢等を踏まえ、その背景、課題、課題の発生原因、課題解決の手段について記載
- 具体的には、「課題」、「課題の発生原因」、「非規制手段との比較」、「規制の内容」に分けて記載することが望ましい。

※ EBPMの観点からも、課題は何か、課題の発生原因は何か、課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」・「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載することに留意

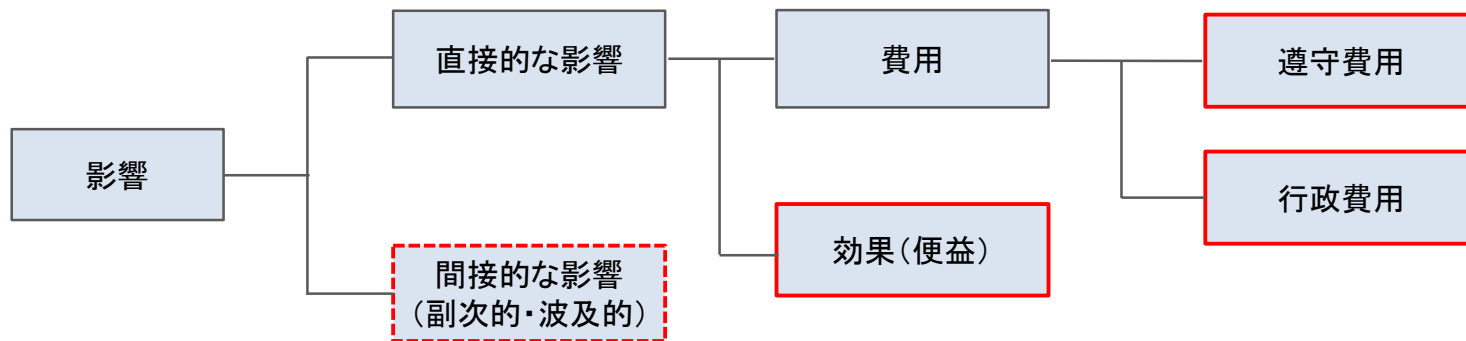
＜規制以外の手段（非規制手段）の例＞

区分	取組	内容
経済的インセンティブ	課税、課徴金	規制対象の行動や行動の結果に対して、税金を課したり、課徴金を追加し、規制に代わる行動を促す。
	助成金、税制優遇	規制の対象となる行動等を行わないことやその結果に対して、助成金を交付したり、税制優遇を行うことで、規制に代わる行動を促す。
	取引可能な許可	二酸化炭素排出権取引にみられるように、取引可能な所有権や許可を設定し、規制に代わる行動を促す。
情報提供	啓発、キャンペーン	キャンペーンにより、十分な周知を図るとともに啓発・啓蒙を進め、規制に代わる行動を促す。
	きめ細かな情報提供	きめ細かな情報提供等により、周知を図るとともに啓発・啓蒙を進め、規制に代わる行動を促す。
自発的アプローチ	強制力のない認証制度、品質保証マーク等	強制力はないものの、認証制度や品質保証マーク等により取得した資格等により、対外的に認知度等が高まる。
	保証協定	自主的な保証協定の締結を促すことで、品質等の確保などの行動を促す。
	ガイダンス、行動規範	ガイダンスや行動規範を提示し、取組を促すことで、一定水準以上の行動を確保し、規制に代わる行動へとつなげる。
	自主基準、自主規制	自主基準や自主規制を実施してもらうことで、一定水準以上の行動を確保し、規制に代わる行動へとつなげる。

影響の評価 ～影響項目の列挙～

■ 影響の特定

- 規制の新設又は改廃によって、新たに発生又は変化する社会、経済、環境等への具体的な影響項目を可能な限り列挙する。
- 想定される影響は、以下のように類型化できる。



区分	概要
費用	<p>規制の新設又は改廃によって発生する負の影響(費用)</p> <p>費用は、「遵守費用」(国民や事業者が規制を遵守するために負担する費用)と、「行政費用」(規制主体(行政)が規制の導入や管理等のために負担する費用)とに分けられる。</p> <p>例) 設備の導入・維持管理のための費用、各種手続のための費用、行政費用:検査・モニタリングの費用等</p>
効果(便益)	<p>規制の新設又は改廃によって発生する正の影響(効果)</p> <p>なお、金銭価値化できた効果を「便益」という。</p> <p>例) 安全確保のための器具や施設の整備による被害の減少、規制緩和による手続き費用の減少等</p>
間接的な影響 (副次的・波及的な影響)	<p>規制の新設又は改廃によって間接的に発生する正及び負の影響</p> <p>例) 安全確保のための機器の設置が義務付けられることによって、対象事業者の経営が圧迫される等</p>

影響の定量化について

費用や効果（便益）は、基本的に
 P （単価） $\times Q$ （対象数）で表される。

- 費用、効果等の影響については可能な限り定量化・金銭価値化（ただし、遵守費用は、少なくとも定量化）することとしているが、規制の政策評価においては、必ずしも正確な数値を求めているわけではないので、以下のように、一定の仮定を置いて推計したり、幅を持たせた推計等も許容される。推計に当たっては、桁が分かる程度の概算で十分。
- まずは一部でも定量化できないか検討し、それでも困難なものについて定性的に記載するのが適当。

手法	推計の例
例示、目安	類似の制度における申請に係る事務作業では、おおむね1件当たり1万円の事務作業費用が発生する。
幅をもった推計	約10万円（件）～100万円（件）
想定される最大値及び最小値を記載	多く見積もっても最大で約100万円（件）、少なく見積もっても最小で1万円（件）
場合分け	大規模企業では100万円（件）、中規模企業では50万円（件）、小規模企業では10万円（件）

<留意点>

- 規制の検討段階からコンサルテーション段階にかけて、費用や効果の定量化のためのデータを、政府統計や業務統計、関係団体の公表資料、事業者等からのヒアリングやアンケートなどを通じて収集することが望ましい。
- 過去の同種・類似の施策・事業における検討過程において、関係団体等からのヒアリングや市場調査等から参考となるデータが整理されたものもあるため、それらの審議会や検討会等の資料を参考にすることも有効

影響の評価 ～直接的な費用～

- ・ **遵守費用**は、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、**少なくとも定量化**（ただし、概算が分かる程度で十分）
- ・ **行政費用**は、**可能な限り定量化又は金銭価値化**（ただし、概算が分かる程度で十分）

ア 遵守費用の計算式例

	内部実施費用	外注費用
初回費用	事務作業費用 = 労働費用（¥/時間） × 作業時間（時間・分） × 実施回数（回） × 影響を受ける企業数（社）	事務作業費用 = 購買費用（¥） × 実施回数（回） × 影響を受ける企業数（社）
継続費用	事務作業費用 = 労働費用（¥/時間） × 作業時間（時間・分） × 実施回数（回/年） × 実施頻度（何年に1回） × 影響を受ける企業数（社）	事務作業費用 = 購買費用（¥） × 実施回数（回/年） × 実施頻度（何年に1回） × 影響を受ける企業数（社）

＜参考＞遵守費用の代表的な費用要素

① 直接的な金銭支払い

手数料や課徴金という形で直接行政に対して支払う費用要素

② 設備投資費用

通常初年度にまとめてかかる費用であり、耐用年数ごとに更新することになる。

③ ランニングコスト(運転費用)

毎年その活動量に応じてかかる費用で、要素としては、電気・水道・ガス代、燃料費、人件費、計測費、委託費などが想定される。なお、減価償却費は含めてはならない。

④ 事務作業費用(※いわゆる行政手続費用)

規制の要求に対応するために行う、情報の収集、書類の作成等に追加的にかかる費用

＜遵守費用の原単位例＞

【平均給与額(年間)】

産業計	4,407千円
産業計 うち正規社員	5,035千円

【出典】平成30年分民間給与実態統計調査

【年間総労働時間(実労働時間数)】

事業所規模5人以上	1,721時間
事業所規模30人以上	1,781時間

【出典】労働統計要覧(平成29年度)

労働費用(時給)：5,035千円 ÷ 1,781時間 = 約2,800円

イ 行政費用の計算式例

行政費用の主なカテゴリー	計算式(例)	
	初回費用	継続費用
研修実施	研修費用（¥/時間）× 研修時間（時間・分/回）× 実施回数（回/年）× 主体数（社・人・団体）	研修費用（¥/時間）× 研修時間（時間・分/回）× 実施回数（回/年）× 主体数（社・人・団体）
追加的な人員・体制の配置		労働費用（¥/時間）× 作業時間（時間・分/回）× 実施回数（回/年）× 主体数（社・人・団体）
ライセンス付与、認可、認証	労働費用（¥/時間）× 作業時間（時間・分）× 実施回数（回/年）× 主体数（社・人・団体）	又は、追加的人件費（¥/人）× 必要人員数（人/対象）× 主体数（社・人・団体）
検査・評価の実施、モニタリング		
情報提供、ガイドライン等作成		

影響の評価 ～直接的な効果～

- 効果(便益)について、受益者を示した上で、**可能な限り定量的に推計する。**

$$\text{便益価値} = \text{原単位} \times \text{主体数} \times \text{発生確率}$$

参考 【便益要素ごとの金銭価値化の考え方】

便益要素		金銭価値化の方法	金銭価値化の考え方
市場財	時間	賃金分析	節減される時間に、単位時間あたりの賃金を乗することで推計する。 「削減される時間」×（「年間賃金（¥）」／「年間労働時間（h）」）
	訓練	収入・賃金分析	訓練による企業の収益増加分と社員の給与増加分をもとに推計する。 （「訓練後の収益」－「訓練前の収益」）＋（「訓練後の給与」－「訓練前の給与」）
非市場財	環境	仮想市場評価法	仮想市場を想定して、環境の改善に対して人々が支払ってもよいと考える額（支払意思額）、又は環境の悪化に対して人々が支払って欲しいと考える額（受入補償額）を尋ねることによって推計する。 「支払意思額又は受入補償額（¥/人）」×「影響を受ける主体の数（人）」
		ヘドニック法	環境の変化による、その土地の市場価格の変化をもとに推計する。環境等の質的な変化は、市場価格等にキャピタライズして帰着するという考えに基づいている。 （「改善後の地価（¥）」－「改善前の地価（¥）」）×「影響を受ける範囲」
	生命／健康	仮想市場評価法	仮想市場を想定して、長寿や健康のために人々が支払ってもよいと考える額（支払意思額）を尋ねることによって推計する。 「支払意思額（¥/人）」×「影響を受ける主体の数（人）」
	社会的便益	仮想市場評価法	仮想市場を想定して、社会的便益のために人々が支払ってもよいと考える額（支払意思額）を尋ねることによって推計する。 「支払意思額（¥/人）」×「影響を受ける主体の数（人）」
		代替法	代替可能な市場財に人々が支払う費用（価格）をもとに推計する。 「代替財の価値（¥）」×「規模」
施設	トラベルコスト法	訪問地までの旅行費用（トラベルコスト）と訪問回数との関係をもとに推計する。 「旅行費用（¥/人）」×「影響を受ける主体の数（人）」	

影響の評価 ～副次的な影響、波及的な影響～

- ・ 規制によって直接的にもたらされる費用や効果のみならず、間接的にもたらされる正又は負の影響も把握する必要がある。
- ・ 可能な部分は定量化するのが望ましい。

◇副次的な影響及び波及的な影響の考え方◇

考え方	例
<ul style="list-style-type: none">・ 規制を直接受ける者以外に大きな影響が見込まれる場合に記載する。・ 副次的な影響は、規制の新設又は改廃により直接意図したものではない<u>正又は負の影響</u>を指す。CO2排出量等の環境に与える影響や人々の行動変化を通じた影響が挙げられる。・ 波及的な影響は、特定の地域、産業部門や中小企業等に与える影響、市場の競争状況に与える影響(※)、産業連関や貿易といった<u>市場を通じた影響</u>等を指す。	<ul style="list-style-type: none">・ 規制による周辺商業施設等への経済的な負の影響・ 規制による事業者間の競争への負の影響

※ 波及的な影響のうち、競争状況に与える影響については、公正取引委員会が別に定めるところにより把握する。

<留意点>

- ・ 規制緩和の場合、元々当該規制が必要とされた理由があるはずであり、技術革新や社会経済情勢の変化、元々過大な規制だったということであれば、何らかのリスクが発生することが考えられるため、その有無を分析して記載するのが望ましい。

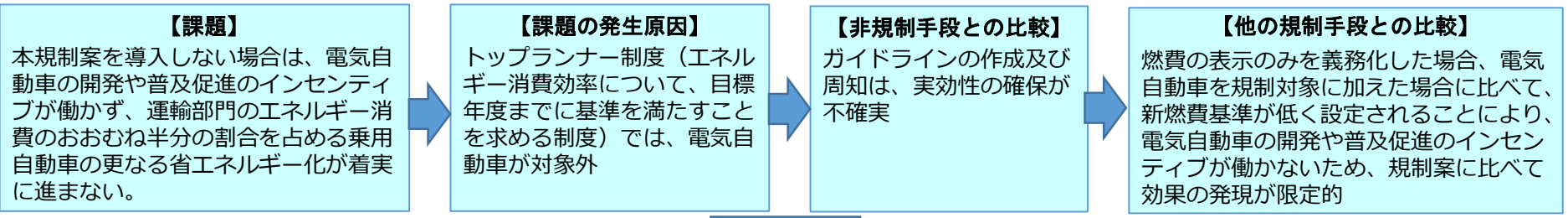
費用と効果(便益)の関係

費用と効果(便益)を、定量化部分と定性的部分を含めて比較検討し、副次的な影響及び波及的な影響を踏まえた上で、期待される効果(便益)が費用負担を正当化できることを分かりやすく論理的に説明する。

手法	概要	備考
費用分析	規制案や代替案の費用のみを比較する。	規制案が代替案に対して効果が同等または高い場合に用いられる。
費用効果分析	1単位の効果を得るためにかかる費用、あるいは、同一の費用で何単位の効果が得られるか、という基準で比較する。 (費用効果比：費用/効果)	規制の効果が定量化されている場合は、費用効果分析を行う。この場合、基本的には、規制に費やす費用と得られる効果の関係が妥当であるかどうか評価する。複数案を相対比較する場合極めて有効である。
費用便益分析	費用と便益を同じ単位で比較する。(ともに金銭価値化されている) (純便益：便益－費用)	規制の効果が金銭価値に置き換えられる場合は、便益から費用を引く形で費用便益分析を行い、差分である純便益が最大化されているかどうかを判断する。

費用及び効果の金銭価値化・定量化がなされている推奨事例①

法令名：エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部を改正する政令案	府省名：経済産業省・国土交通省
規制名：特定エネルギー消費機器として定める乗用自動車の範囲に電気自動車を追加	規制区分：拡充



規制案の内容 特定エネルギー消費機器として定める乗用自動車の範囲に、「電気を動力源とするもの（燃料を使用するものを除く。）」を新たに加える。

【費用(総額):約4,000億円】

<遵守費用①：新燃費基準の基準値を満たすように電気自動車の設計・開発を行うための費用>

- 約4,000億円 = 100万円×40万台（2030年度時点）
 - ・電気自動車1台当たりの遵守費用:100万円
 - ※ ほぼ同じ重量の従来車との販売価格の差額を基に仮定
 - ・電気自動車の見込販売台数:40万台
 - ※ 2030年度における乗用車の総販売台数を400万台、そのうち電気自動車の販売台数を1割と試算

<遵守費用②：消費エネルギー性能効率の表示義務への対応費用>

- 従来のカタログ等に記載内容を追加・変更することで対応が可能であるため、従来と変わらない。

<行政費用：新燃費基準に定める基準値の達成状況を確認する作業費用>

- 製造事業者等：18社
 - ※ 電気自動車以外の従来車の基準値達成状況の確認作業と同様の業務フローであり、既存の組織体制で対応可能であるため、負担は変わらない。

<間接的影響>

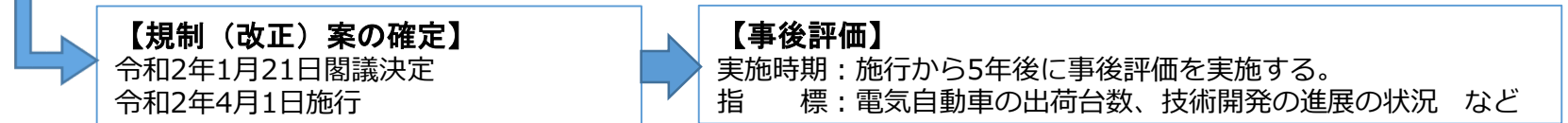
- ・約900万 t / 年のCO2排出量削減
- ・我が国の自動車製造業の国際競争力の強化

効果
が
費用
を上
回る
こと
を
定
量
的
に
説
明

【便益(総額):約6,000億円】

新燃費基準に定める目標基準値の達成によるガソリン使用量の削減効果

- 約6,000億円 = 約400万kl / 年 × 149.8円（2030年度）
 - ・目標基準値の達成によって見込まれるガソリン使用量の削減量：約400万kl / 年
 - ・直近1年間のガソリンの国内小売価格の平均：1リットル当たり149.8円



費用及び効果の金銭価値化・定量化がなされている推奨事例②

法令名：飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の一部を改正する政令案

府省名：農林水産省

規制名：飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の対象とする家畜等の追加

規制区分：拡充

【課題】

馬用飼料の製造方法等の規格・基準の設定、設定された規格・基準に合わない飼料の製造等の禁止等の措置を講ずることができず、畜産物の生産の安定に支障が生じる危険性が高まる。

【課題の発生原因】

馬は、「当該家畜等の生産物が通常食用に供され、かつ、その生産量が相当量あること」の要件に該当しないため、「家畜等」として指定されていない。

【非規制手段との比較】

国が業界団体等に対して馬用飼料の安全性等に関してきめ細やかな情報提供を行うことも考えられるが、全ての飼料について安全性を確保することは困難

【他の規制手段との比較】

馬を法の規制対象とするほかに手段がなく、同様の政策目的を達成し得る代替案は想定できない。

規制案の内容

馬用飼料の安全性の確保を図る観点から、馬を「家畜等」に指定し、飼料の製造方法等の規格・基準を設定し、設定された規格・基準に合わない飼料の製造等を禁止する。指定対象は馬のうち食用に供するものに限る。

【費用(総額):約530万円】

<遵守費用①：飼料の切替え、管理者の設置等の費用>

○ 約150万円 = 約50万円 (1工場当たりに見込まれる増加費用) × 3工場

- ・ 飼料の切替費用: 約36万円 (約3万円 × 12か月: 品質管理のための自己分析)
- ・ 飼料製造管理者の設置費用: 約11万円 (講習受講費及びテキスト代(5万円)+交通費(1万円)+5日分の宿泊費(5万円))
- ・ 届出、帳簿の備付け等に係る費用: 約2万円 (資料費、保管設備費、人件費等)
- ・ 馬用飼料の製造工場数は不明だが、運搬費等の都合を考慮し、国内食用馬肥育が盛んな地域に1工場あると仮定 (東北1, 関東甲信越1, 九州1)

<遵守費用②：基準に基づく表示への切替費用>

○ 約250万円 = 10円 × 25万枚

- ・ 印刷費: 1枚10円 (1万5,000枚以上発注時の紙袋の単価)
- ・ 年間の配合飼料生産量: 約5,000tと仮定した場合に必要な紙袋数: 25万枚 (1枚当たり20kg)

<行政費用：立入検査の費用>

○ 約130万円 = 42万6,000円 × 3工場

- ・ (独)農林水産消費安全技術センターによる1工場当たりの立入検査経費9万3,000円 (人件費6万2,000円 + 旅費・運搬費等3万1,000円) + 分析費用33万3,000円)

<間接的影響>

- ・ 馬肉の生産の安定が図られ、畜産業の振興にも寄与する。

【便益(総額):約55億円】

白質脳軟化症による馬の死亡を防止する効果

○ 約55億円
= 48万8,000円 × 1万1,199頭

- ① 馬1頭当たりの畜産農家の収入: 48万8,000円
※ 馬1頭から生産される馬肉の量: 610kg
※ 馬肉1kg当たりの単価800円
- ② 国内で白質脳軟化症が発生した場合の想定死亡頭数: 1万1,199頭
※ 国内で飼養されている馬: 7万4,660頭 (平成29年)
※ 馬の白質脳軟化症の発症による死亡率: 15% (1991年にアメリカで行われた調査による)

効果を定量的に説明し、費用を上回ることを示す

【規制(改正)案の確定】

令和元年11月1日閣議決定
令和2年12月1日施行予定

【事後評価】

実施時期：施行から5年後に事後評価を実施する。
指 標：馬用飼料製造業者等の数及び馬用飼料の流通状況、立入検査の件数 等

代替案(他の規制手段)との比較

- 想定され得る代替案(他の規制手段)を設定し、代替案についても費用と効果の分析を実施し、規制案との比較を行う。
 - より効果的・効率的な手段がないか検討した上で、規制案が最も効果的・効率的であることを説明する。
- なお、ここでいう代替案は、本案と内容が異なる規制の案のことであり、行政指導や助成金といった非規制案との比較は、「規制の目的、内容及び必要性」(P7)で行う。

<代替案の例>

視点	内容
① 適用対象範囲の変更	適用対象範囲の拡大・縮小、または対象自体を変更したケースを想定
② 対象の要件による変更	適用対象における要件の基準・定義・範囲を変更したケースを想定
③ 適用時期、発効時期の変更	適用や発効の時期やタイミングを変更したケースを想定
④ 規制の水準・レベルの変更	規制の水準・レベルをより厳格にした場合、緩和したケースを想定
⑤ 規制手段の変更	規制のやり方・手順などを変更したケースを想定(特に費用に影響)

事後評価の実施時期等

■ 事後評価の実施時期

- 事後評価を確実に実施するため、**実施時期**を事前評価の時点で明確にしておく必要がある。
- 実施時期については、ガイドラインにおいて、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとされており、同計画では、**法令等に見直し条項がないもの**については、「見直し周期」を設定し、「見直し周期」は**最長5年**とすることとされている。

※ **改正前のガイドラインに基づいて事前評価を実施した規制についても、平成29年10月以降に見直し時期が到来するものは対象**

■ 事後評価の実施方法

- 事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するか、必要な**指標**を事前評価の時点で明確にしておく。**事前評価書に事後評価時に把握する指標を明記しておくことで、定期的なモニタリングが必要な指標を的確に把握できるなど、スムーズに事後評価を行うことが可能となるので、少なくとも、遵守費用、行政費用及び効果それぞれについて必ず指標を設定する。**
- 規制内容によっては、事後評価までの間にモニタリングを実施し、その結果を基に事後評価を行うことが必要になる。そのため、指標を明確化するとともに、その**指標を測定する方法等についても併せて検討しておくことが望ましい。**

＜指標の例＞ 規制の概要：医薬品である覚醒剤原料を必要とする患者が、事前に厚生労働大臣の許可を受け、医薬品である覚醒剤原料を携行して出入国することを認める。

影響項目	指標の例
遵守費用	<ul style="list-style-type: none">・ 1件当たりに要する申請時間・ 患者による申請件数
行政費用	<ul style="list-style-type: none">・ 1件当たりに要する審査時間及び人員数・ 許可件数
効果（便益）	<ul style="list-style-type: none">・ 当該許可を受けた出入国者数

事後評価

○ 行政機関が行う政策の評価に関する法律

行政機関は、**基本計画**(※1)及び**実施計画**(※2)に基づき、**事後評価**を行わなければならない(法8条)

※1 行政機関の長は、3年以上5年以下の期間ごとに政策評価に関する基本計画を定めなければならない(法6条)

※2 行政機関の長は、1年ごとに事後評価の実施に関する計画を定めなければならない(法7条)

○ 政策評価に関する基本方針(平成17年12月16日閣議決定 平成29年7月28日一部変更)

I 政策評価に関する基本計画の指針

5 事後評価の実施に関する基本的な事項

カ 各行政機関の長は、基本計画における事後評価の対象政策として、その任務を達成するために社会経済情勢等に応じて実現すべき主要な行政目的に係る政策を定めることとされているところ、次の各号に掲げる政策については、当該各号に定めるとおり事後評価を行うものとする。

(イ) **規制に係る政策** 規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)において、規制所管府省は規制シートの作成に当たり、事前評価時に想定された費用・便益や想定外の効果の発現状況について事後検証を実施するとされたこと及び総務省において事後検証について点検を行うこととされたことを踏まえ、各行政機関の長は、**事前評価を実施した規制**に係る政策については、基本計画において事後評価の対象として定めるものとする。

この場合、事前評価の実施が義務付けられている規制に係る政策については、必ず基本計画に明記することとし、それ以外の規制に係る政策についても、積極的かつ自主的に事後評価の対象とするよう努めるものとする。また、**規制の見直し時期**が到来する際に実施計画において事後評価の対象として定める。

■ 規制の事後評価の全体的な流れは、大きく区分すると、以下の3つのステップとなる。

STEP1

事前評価時の想定との比較

- ・ 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響の有無を確認
- ・ 想定外の影響の発現有無を確認
- ・ 事前評価時におけるベースラインについて検証
- ・ 規制(緩和)を継続する必要性について検証

STEP2

費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握

- ・ 事前評価時の費用推計と事後評価時に把握した費用に乖離がある場合、その理由を明らかにする。
- ・ 事前評価時の効果(便益)予測と事後評価時に把握した効果(便益)に乖離がある場合、その理由を明らかにする。

STEP3

考察

- ・ 事後評価を行った結果、どのようなことが明らかになったか。明らかになったことを踏まえ、どのような対応を行うことが妥当か。規制の改廃を判断する根拠として活用

※STEP2においては、利害関係者(規制の対象となった事業者等)へのヒアリングを実施することが望ましい。

事後評価(続き)

- 導入時の必要性等が導入から一定期間経過後も不変であるか、導入に当たり見込んでいた効果(便益)が発生しているか、想定した費用が過小あるいは過大ではなかったか、更には想定外の影響が発生していないかについて検証する。

⇒ 事後評価においては、事前評価書に記載された費用と効果(便益)の想定と、事後評価時に把握した実際の費用と効果を比較する。適切に事後評価を行うためには、事前評価書において、発生すると見込まれる影響項目を列挙した上で、費用や効果を少なくとも定量化しておくこと、費用と効果(便益)について適切な指標を設定し、事後評価までに把握しておくことが望ましい。

<その他、事後評価を行うに当たって認識すべき点(ガイドラインからの引用)>

・・・客観的な統計データ等による影響把握は当然のことであるが、データ等で必ずしも明らかにならない影響を見落とすことのないよう、規制が導入されて、実際にどのような影響が発生しているのか、正に当事者である利害関係者からの情報提供により把握することが望ましい。・・・(ガイドラインⅡ7(4))

・・・事後評価で得られた情報と、事前評価の情報を比較し、差異がある場合は、その原因について考察し、規制の改廃を判断する根拠として活用されることが望ましい。この場合、事後評価で得られた情報と、事前評価の情報に差異が生じたとしてもそのこと自体は何ら問題はなく、むしろその差異の原因を適切に検証することが重要である。(ガイドラインⅡ7(5))

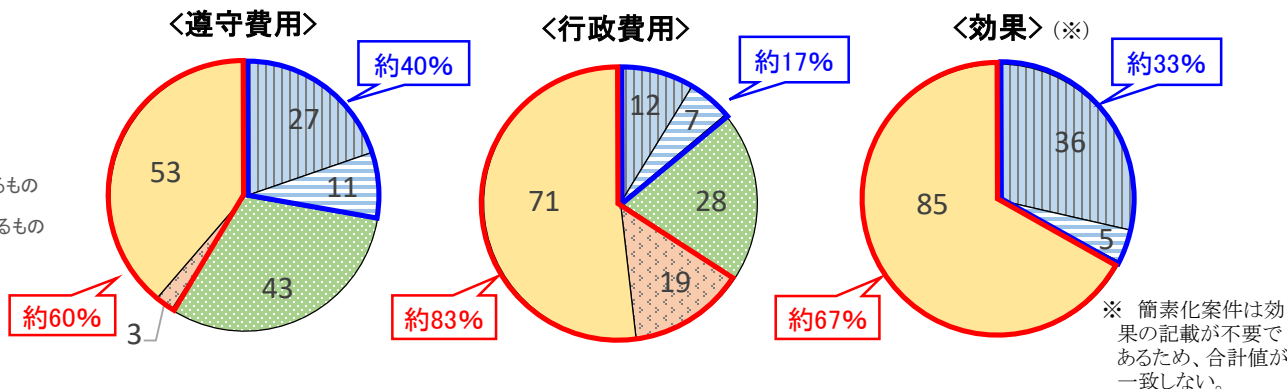
規制に係る政策評価の点検結果（令和元年度分）

1 定量化の状況

- 各府省が実施した規制の政策評価は、事前評価145件、事後評価58件の計203件
- このうち、評価の実施が義務付けられている法律又は政令により新設・改廃される規制を対象とした事前評価137件（うち簡素化11件）、事後評価58件（うち簡素化1件）の計195件を対象に点検を実施
 - 注）ガイドラインにおいて、社会、経済、環境等への影響の重要性に応じてメリハリのある評価を行うこととしており、重要性の低い規制については、簡素化した評価手法による評価を可能としている。
- 事前評価では、規制を受ける側のコストである「**遵守費用**」についてガイドラインで少なくとも定量化することとされているが、金銭価値化又は定量化されているもの（定量化率）は約40%となっており、前年度（約18%）に比べて大幅に増加しているものの、引き続き定量化されていないものも多くみられた。
 - 注）定量化率は、費用が発生しないと記載されている又は影響の有無が記載されていないもののうち、実際に発生しないと考えられるものを母数から除外して算出している（以下同じ。）。
- また、「**行政費用**」の定量化率は約17%（前年度約9%）、「**効果**」の定量化率は約33%（前年度約18%）と前年度に比べて増加しているものの、いまだ低い水準にとどまっている。

【事前評価】

- 金銭価値化されているもの
- 一部定量化されているもの
- 発生しないとされており、発生しないと考えられるもの
- 発生しないとされているが、発生すると考えられるもの
- 定性的に記載されているもの



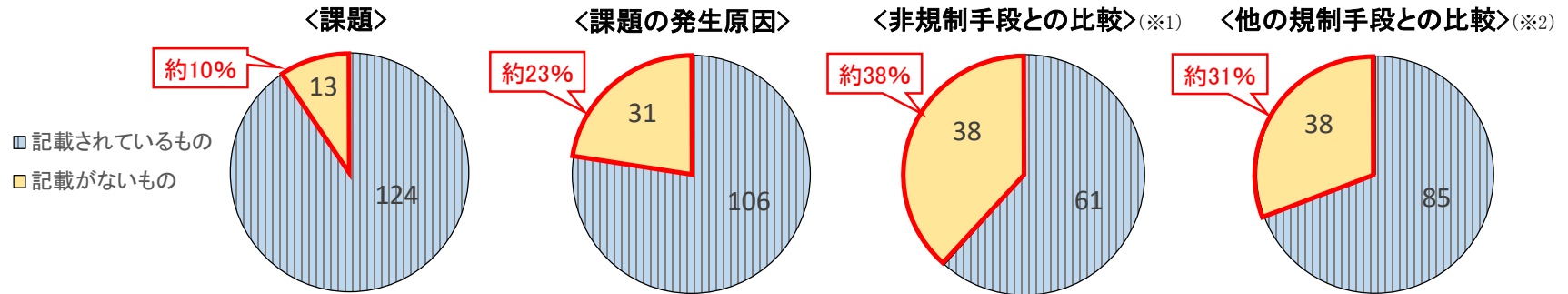
【各府省への主な指摘等】

- **費用及び効果の金銭価値化・定量化が可能となるよう具体的な手法を提示**
 - ・ 効果が費用を正当化できる旨の説明が説得力を持つよう、費用・効果等の内容を適切に洗い出し
 - ・ 申請等作業を伴う費用について、作業時間を「仮定」し、平均時給から人件費を推計
 - ・ 有識者会議資料や関連団体の公開情報等の数値を参考に費用や効果を推計
 - ・ 少なくとも例示や目安など、大まかな規模感が分かる程度の数値は提示
- **特に遵守費用については、定量化できない場合にはその理由を詳しく説明**するよう指摘

2 EBPMの観点を踏まえたロジックの説明に関する記載の状況

- EBPM(証拠に基づく政策立案)が重視されている状況を踏まえ、政策のよって立つ論理を明確に説明するために必要な「課題」、「課題の発生原因」、「非規制手段との比較」、「他の規制手段との比較」の記載状況について、今回新たに点検を実施
- 政策目的を明確にするための「課題」、「課題の発生原因」の記載、選択すべき手段を検討するための「非規制手段との比較」、「他の規制手段との比較」の記載について、所要の記述がされていないものが相当数みられた。

【事前評価】



※1) 緩和・廃止等の案件は、記載不要と考えられるものがあるため、合計値が一致しない。
※2) 簡素化案件は効果の記載が不要であるほか、規制の内容や上位法令による下位法令への委任内容によっては有効な代替案が想定し難い場合を除外しているため、合計値が一致しない。

【各府省への主な指摘等】

(「課題」及び「課題の発生原因」について)

- **規制の導入前に生じている支障及びその発生原因**を明確に記載するよう指摘

(「非規制手段との比較」及び「他の規制手段との比較」について)

- **規制以外の手段(※3)及び他の規制手段(※4)によるメリットとデメリット**などを明らかにし、当該規制手段を選択することの妥当性を説明するよう指摘

※3 補助金交付等による経済的手段、業界の自発的取組、行政指導、行政側の広報・啓発等

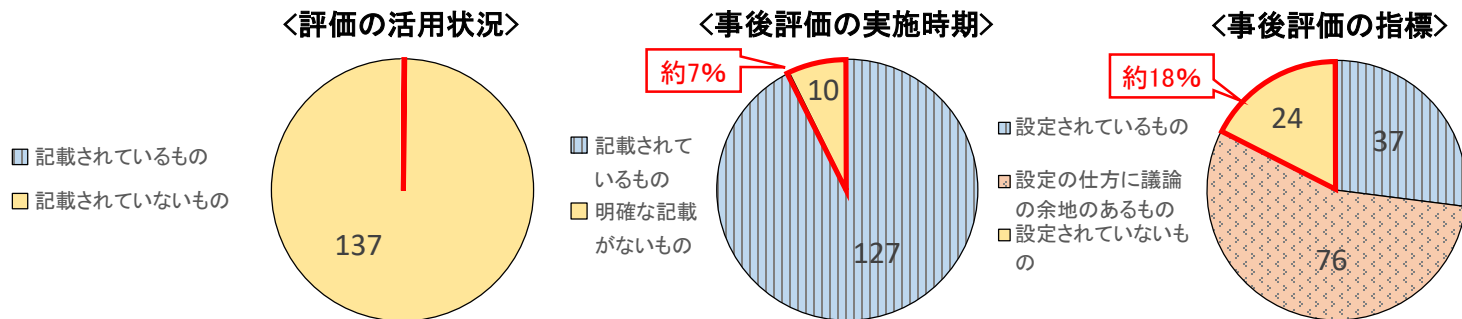
※4 規制をかける事業所の従業員規模を「300人以上」にする場合と「200人以上」にする場合による影響の違いや、「届出制」と「許可制」との違いなど

3 規制のライフサイクルにおける評価の活用等の状況

○ 事前評価において、規制の検討段階等における「評価の活用状況」（費用や効果等に関する評価の活用の状況）が記載されているものはなかった。

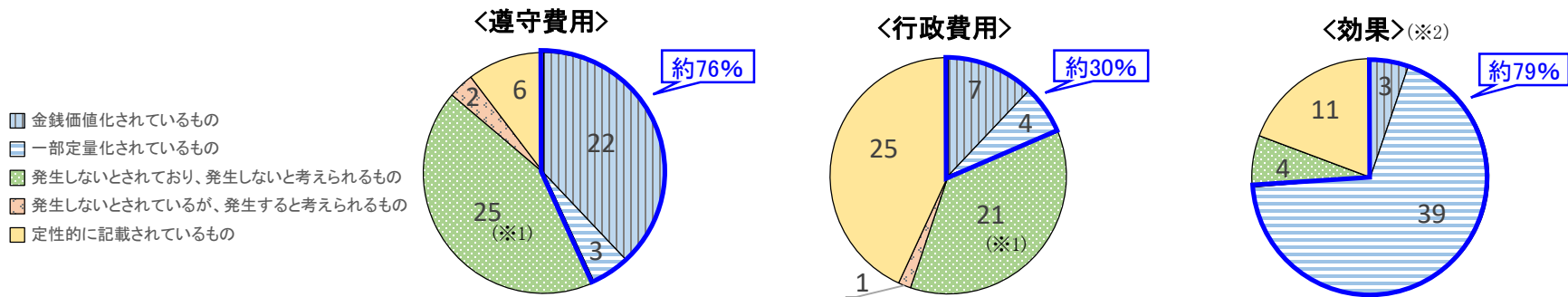
また、「事後評価の実施時期」が記載されていないものや、事後評価時に使用する「指標」を明記していないものもみられた。

【事前評価】



○ なお、事後評価では、遵守費用が金銭価値化又は定量化されているもの（定量化率）は約76%（前年度約77%）、行政費用の定量化率は約30%（前年度約29%）、効果の定量化率は約79%（前年度約63%）となっており、事前評価に比べて高い割合となっている。

【事後評価】



※1) 実績がなかった7件を含む。

※2) 簡素化案件は効果の記載が不要であるため、合計値が一致しない。また、実績がなかった7件は、発生しないと考えられるもの(4件)、抑止効果が定量化されているもの(2件)、抑止効果が定性的に記載されているもの(1件)である。

【各府省への主な指摘等】

- 規制の検討段階等において、定量化した費用や効果といった**事前評価の内容の活用**を図るよう指摘
- 事前評価書において、**事後評価の実施時期**及び**事後評価時に使用する指標**を明示することを徹底するよう指摘

簡素化した評価手法

■ 簡素化した評価手法

- ・ 社会に対する影響の大きい規制の評価に注力する観点からも、メリハリのある評価の手法を導入
- ・ 通常の事前評価書と比べて、「直接的な効果(便益)の把握」、「費用と効果(便益)の関係」及び「代替案との比較」が不要になる。

【要件】

以下のいずれかに該当する場合、簡素化した評価手法を適用できる。

- ① 規制の導入に伴い発生する費用が少額(10億円未満)(但し、金銭価値化した遵守費用の推計を記載)
- ② 規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの
- ③ 国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの(但し、金銭価値化した遵守費用の推計を記載)
- ④ 国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの(但し、金銭価値化した遵守費用の推計を記載)
- ⑤ 科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの
- ⑥ 何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの
- ⑦ 規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの


<簡素化した評価手法を使うには>

当面の間、総務省行政評価局の事前確認手続を経る必要

- (1) 簡素化した評価書原案(様式2のうち、「規制の目的、内容及び必要性」欄及び上記要件に該当することの説明を記載する欄を埋めたもの)を作成し、**総務省行政評価局に連絡**
- (2) 行政評価局は、必要に応じて政策評価審議会委員から意見聴取の上、簡素化した評価手法の適用が妥当か否かについて1週間以内を目途に回答
- (3) 簡素化した評価手法の適用が「妥当」との回答の場合、様式2の「規制の事前評価書(簡素化)」を作成する。適用が「不适当」との回答の場合、様式1の通常の評価書を作成する。

「規制の政策評価」と「EBPM」の関係について

- 規制の政策評価(RIA)は、規制の新設・改廃時に、当該規制の導入による社会・経済・環境等への影響について、他の代替手段との比較も含めて、できるだけ定量的に示そうとするもの
- RIAを規制の検討段階から実施していく中で、EBPMの実践を進めていくことが重要



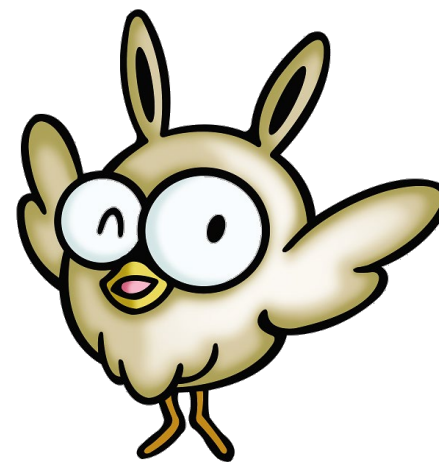
社会経済への影響が大きい規制について、EBPMを実践する「実例」を積み重ねていくことが必要ではないか。

令和3年度政策評価に関する統一研修

規制の政策評価に関する研修 テキスト

令和4年1月14日（金）

ご静聴ありがとうございました。



ひょうちゃん
(政策評価マスコットキャラクター)